

中国「残留孤児・婦人」2世の生活支援等を求める請願署名

1945年の日本敗戦時、中国「残留孤児」は、幼くして中国（主に旧「満州」）に取り残され、40歳、50歳を超えて、また、中国「残留婦人」も、50歳、60歳を超えて、ようやく祖国日本に帰国できましたが、日本語も話せず、ふさわしい就職先も斡旋されないまま、低賃金・過酷な労働を余儀なくされ、貧しい生活を強いられてきました。しかし、このような境遇は、国の満州移民政策や日本軍による民間人の置き去り、国の引揚事業の放置と遅れという戦前、戦後の国策がもたらしたものであって、中国帰国者自身の責任によるものではありませんでした。

そこで、2001年「残留婦人」の4名が国家賠償訴訟を起し、また、2002年を皮切りに「残留孤児」の約9割にあたる2211名が原告となって国家賠償訴訟を起し、その結果、2007年に、議員立法により、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（新支援法）が成立し、国民年金の満額支給と支援給付金の支給などを内容とした新たな支援策が採られることとなりました。また、2013年には、新支援法が改正され、「残留孤児・婦人」と共に苦難を分かち合い、中国の父母、兄弟と別れて日本に来た配偶者に対し、中国「残留孤児・婦人」が死亡した場合でも支援給付以外に国民年金の満額の3分の2相当額を支給する改善が図られました。

しかし、新支援法では、中国「残留孤児・婦人」2世を生活保障の対象にしていないことから、帰国した2世の中には、30歳～50歳で帰国したため日本語も話せず、低賃金・過酷な労働を余儀なくされ、高齢化を迎えた今日、かつての1世と同様に、生活保護に頼らざるを得ない人も多くいます。また、生活保護受給者一般に対する厚生労働省の課長問答により、親族の冠婚葬祭、危篤、墓参等の目的での中国への渡航期間が2週間を超えた場合には収入認定により保護費が減額されるために、中国の家族との交流もままなりません。このような2世の状況もまた、1世に対する国の引揚事業の遅延に加えて、国が1世と国費同伴帰国できる2世を未婚の20歳未満に限定したこと、国がこれまで2世に対する有効な支援策を全く講じてこなかったことに起因するものであり、中国帰国者自身の責任といえるものではありません。

そこで、「残留孤児・婦人」2世においても尊厳のある安定した老後生活が送れるように下記の事項を請願します。

記

- 1 中国「残留孤児・婦人」2世に対しても、その帰国年や現在の生活の困窮状況等の実情に応じて、新支援法を改正して支援給付金と老齢年金の満額支給の全部若しくは一部を適用する、又は、新支援法とは別の生活支援スキームを創設するなどして、生活保護とは異なる老後の生活保障を行うこと
- 2 私費帰国の中国「残留孤児・婦人」2世に対しても、新支援法に基づく自立支援通訳の派遣などの地域生活支援事業を利用可能とし、医療・行政サービス、日本語学習が容易に受けられるようにすること
- 3 生活保護受給者一般に対する厚生労働省の課長問答により、中国渡航期間が2週間を超えた場合に収入認定する生活保護の運用を中国「残留孤児・婦人」2世に適用しないこと

氏 名	住 所

日本中国友好協会、同福岡県連合会、同兵庫県連合会
九州地区中国帰国者二世連絡会、

〒111-0053 台東区浅草橋 5-2-3 鈴和ビル 5階 日本中国友好協会気付
TEL 03-5839-2140 FAX 03-5839-2141 E-mail : nicchu@jcfa-net.gr.jp

取り扱い団体・個人

日中友好協会大阪府連合会 〒530-0012
大阪市北区芝田 2-3-19 東洋ビル本館 207号